

ザクセン王国の償却地代委託額 統計とその問題点

本稿は本誌17巻3・4号（故淡路憲治教授追悼号）に投稿される予定であったが、わたくしの個人的事情のために完成が今日まで遅延したものである。ここにその旨を記して、故淡路教授への追悼の意を表したい。

松 尾 展 成

目 次

- I 初めに
- II 委託地代額統計
- III 委託地代額統計の問題点
- IV 終りに

I 初めに

ザクセン王国の土地負担償却に関する全国統計には、前稿で検討した償却件数統計のほかに、委託地代銀行（Landrentenbank）に委託された償却地代——以下では委託地代⁽¹⁾（Landrent）と呼ぶ——の金額についての統計がある。

この統計について近年 Groß 氏は、その著書の第3章第2節「委託地代銀

(1) 償却されるべき土地負担から、いかなる法令に基づいてどのようにして償却地代が算出され、後者からどのようにして委託地代が発生するか、については、委託地代銀行がいかなる機能をもつか、についてと同じく、ザクセンの償却立法に関する別稿において検討する予定である。

行の本質と作用」の中の「1834年から1859年までの委託地代銀行の活動」の項において次のように述べている。「委託地代銀行は、それに掛けられていた期待に答えた。それは25年の活動期間に合計して454,716件の委託地代を受託した。最初の地代は『1834年復活祭』期に受託され、最後の地代は『1859年ミカエル祭』期に遡って1861年に受託された。……委託された454,716件の委託地代は3,427,538.63マルクの名目価値を持っていた……。この委託された地代額に照応する一時金は85,688,465.86マルクで、これが騎士農場所有者に支払われた。このうち2,102,540.86マルクは現金で、83,585,925マルクはさまざまな額面の委託地代銀行証券（Landrentenbrief）91,558枚で支払われた」と。これらの数字の典拠は示されていないが、Landrentenbank, S. 43—46であろう。

また、同じ項における年次別委託地代額統計についての同氏の主張は次の通りである。「当初1834—37年には騎士農場所有者は委託地代銀行の利用を躊躇していたが、農民もその償却地代を委託地代銀行に委託しうようになった1837年以後に、決定的な変化が生じた。こうして、償却金の一大部分が1838—44年に委託地代銀行によって受託された。1845—51年における委託地代の急速な低落の原因は1844/45年以後の償却協定の不成立、1846—47年の経済恐慌と1848—49年のブルジョア民主主義革命の諸事件であった。1852年⁽³⁾以後、保有移転貢租、定額貨幣貢租および現物貢租の償却が可能となるとともに、委託地代銀行は最高の償却金額を受託した。」このようにして、「委託地代銀行はザクセン政府にとって、償却業務の加速化と調整のための最も重要な手段として役立った⁽⁴⁾」のである、と。この年次別委託地代額統計につい

(2) Groß, S. 141.

(3) ただし、これら3種の貢租のうち保有移転貢租と現物貢租が一方の当事者の提議によって償却可能となったのは、1851年より前であった。さしあたり、松尾(c), 218ページ、参照。

(4) Groß, S. 142—143.

でも出典は示されていないが、後出本稿第1表と同一と考えられる。⁽⁵⁾

最近では Kieseewetter 氏が「ザクセン王国における土地改革、農業生産および工業化、1832—1861年」なる論文の第2節「土地改革の諸措置」の中の第3項「委託地代銀行」において次のように書いている。「第2表（これは本稿第1表と出典も数値も同一である——松尾）から分かるように、受託された地代と授与された償却一時金は一定の時期に集中していた。すなわち、すべての地代と償却一時金の52.23%は1852年から1858年までの7年間のものであった。その根拠は、1850年と1851年の補充諸法による保有移転貢租および定額貨幣貢租の償却の激増と世紀中葉以後の農業の躍進とにある。それに対して、1840年代後半には経済的・政治的危機の影響が現われていた。」⁽⁶⁾

以上のような Groß 氏および Kieseewetter 氏の立論の基礎となった委託地代額統計を検討して、その持つ問題点を析出することが本稿の目的である。なお、本稿では、法令の条文の引用に当って法令集のページ数は個々のには提示されない。関係法令は公布の年と略称で引用され、独文の正式名称と典拠は本稿末尾に年代順に示されている。

II 委託地代額統計

1 年次別委託地代額統計として公表された原表に、僅かな加工を施したものが第1表である。原表は各年を復活祭期とミカエル祭期とに分けて提示しているが、第1表では便宜上、両者が合算されている。この統計の出典は、

(5) そうだとすれば、Groß 氏の141ページの表における1838年の委託地代年額は89,365.24マルクではなく、89,365.48マルクである。

(6) Kieseewetter, S. 102. なお、同氏は、それに先立つ第2項「償却」において Reuning (b), S. 52—53に依拠して、ただし、狩猟権は全く無視して、25,152件の償却が全国委員会によって処理された、と述べている。Kieseewetter, S. 96—97. その内訳は Groß, S. 125の表（松尾 (c), 207ページ再出）と同一であるが、償却処理の始期と終期については言及されていない。

第1表 年次別委託地代額

(単位マルク)

年	委託地代額	その 一時金額	%	年	委託地代額	その 一時金額	%
1834	440.92	11,023	...	1848	35,696.64	892,416	1.0
1835	163.40	4,085	...	1849	23,753.40	593,835	0.7
1836	17,106.36	427,659	0.5	1850	36,555.72	913,893	1.1
1837	44,349.24	1,108,731	1.3	1851	63,227.48	1,580,687	1.8
1838	89,365.48	2,234,137	2.6	1852	163,306.24	4,082,656	4.8
1839	146,631.96	3,665,799	4.3	1853	268,059.56	6,701,489	7.8
1840	195,559.56	4,888,989	5.7	1854	327,908.44	8,197,711	9.6
1841	175,134.60	4,378,365	5.1	1855	305,924.12	7,648,103	8.9
1842	168,529.28	4,213,232	4.9	1856	269,164.96	6,729,124	7.9
1843	180,913.28	4,522,832	5.3	1857	297,069.80	7,426,745	8.7
1844	142,016.12	3,550,403	4.1	1858	158,630.08	3,965,752	4.6
1845	84,510.28	2,112,757	2.5	1859	98,500.88	2,462,522	2.9
1846	79,992.08	1,999,802	2.3				
1847	55,028.76	1,375,719	1.6	合計	3,427,538.64	85,688,466	100

(1) Landrentenbank, S. 63—64から計算。なお、ここで委託地代について次の2点を注記しておきたい。(i) 本稿第1節注(2)の引用個所でふれたGroß氏からの引用文にもあるように、委託地代の総件数は454,716であった。("Ablösungen"), S. 2218; Staatshandbuch (c), S. 341; Judeich (b), S. 76; Reuning (b), S. 51; Langsdorff (b), S. 53; Landrentenbank, S. 43; Bär, S. 40; Kiesewetter, S. 101. (ii) 少し後の時期のものであるが、農村の土地に関連のある興味深い数値がLangsdorff (c), S. 212—213に掲げられている。それによれば1875—81年(1876年を除く)に農村の土地(Grundbesitz auf dem platten Lande)は約39.3百万「地租単位」、その価額は約2,520百万マルクと評価された。そして、農村の土地からの所得および、この所得から控除されるべき支出項目は次の通りであった(単位百万マルク)。

所得	142.6	土地改良地代	0.3
地租	1.6	火災保険金庫分担金	2.2
委託地代	2.9	負債利子	38.0

この場合、委託地代が2.9百万マルクとなっているのは、都市の土地(Grundbesitz in den Städten)の委託地代が除外されているからであろう。この著者は別の著作(Langsdorff (d), S. 87)では、義務者による委託地代の償還(後注(29)参照)のために1885年9月末までに142,077マルクが償還された、したがって委託地代の残額は

その書物の副題に示されているように、委託地代銀行創設50周年記念刊行物であり、それを編集したのは委託地代銀行・土地改良地代銀行・養老年金銀行管理委員会である。

一時金による土地負担償却の仲介を目的として32年償却法と同日、1832年3月17日に公布された委託地代銀行法第1条は、委託地代銀行の設立を定め⁽²⁾たが、同法第2条によって委託地代銀行は国家の保証の下に置かれた。同銀行は、33年委託地代銀行令第1条に基づいて大蔵省の直接的監督を受けつつ、⁽³⁾国王の任命する3人の委員(Commissar)によって運営されることになった。この委託地代銀行管理委員会(Landrentenbankverwaltung)は、37年委託地代銀行法補充令第23条によって、中級官庁と見なされた。⁽⁴⁾

次に、58年養老年金銀行法第1条によって養老年金銀行(Altersrentenbank)が設立された。同法第2条によれば同銀行は、払込金に応じた養老年金⁽⁵⁾を被保険者に支払うことを目的としていた。そして、58年養老年金銀行法施行令第1条は、養老年金銀行の管理が委託地代銀行管理委員会に委ねられること、その場合、後者は養老年金銀行管理委員会と称すること、⁽⁶⁾を定めた。

合計で3,285,461マルクであった、と明言しているからである。他方では、農村の土地の委託地代は、少額としても、騎士農場の委託地代を含んでいるかもしれない。

(2) Vgl. Judeich (a), S. 15–16, 117; Judeich (b), S. 72; Bär, S. 35; Schönebaum, S. 532; Schmidt, S. 148; Groß, S. 139; Kiesewetter, S. 101.

(3) Vgl. Staatshandbuch (a), S. 197; Staatshandbuch (b), S. 167; Judeich (a), S. 16; Staatshandbuch (c), S. 341; Landrentenbank, S. 42; Bär, S. 36; Schmidt, S. 220; Groß, S. 140.

(4) Vgl. Judeich (a), S. 16.

(5) Vgl. Staatshandbuch (b), S. 167; Landrentenbank, S. 54, 56. なお、*Die Königlich Sächsische Altersrentenbank. Ein vollständiger Nachweis über deren Begründung, Einrichtung und Benutzung, nebst den zugehörigen Tarifs und den Formeln und Hülfsstafeln für deren Berechnung. Mit Genehmigung des Königlich Sächsischen Finanzministeriums*, Dresden 1858, は関係法令を集めたにすぎないもので、本稿での引用に値しない。

(6) Vgl. Staatshandbuch (b), S. 167; Landesculturrentenbank, S. 14; Langsdorff (d), S. 93.

さらに、61年土地改良地代銀行法第1条によって、土地改良資金の調達を容易にするために土地改良地代銀行(Landesculturrentenbank)が創設された。⁽⁷⁾同法第23条によれば土地改良地代銀行の管理は委託地代銀行管理委員会によって行なわれたが、⁽⁸⁾その場合、同委員会は61年土地改良地代銀行法施行令第1条に従って土地改良地代銀行管理委員会と称した。⁽⁹⁾

以上から、第1表が公式の官庁統計であることは明らかである。

2 32年委託地代銀行法第22条は、同銀行の活動開始の時期を1834年1月1日、償却地代の受託開始の時期を同年復活祭期と定めた。このようにして同銀行が受託した最初の地代は、Taltitz村の土地保有農(Ansässige)の、⁽¹⁰⁾同地の騎士農場に対する畜賦役の償却に係わるものであった。⁽¹¹⁾

委託地代銀行の閉鎖の時期は、まず、37年委託地代銀行法補充令第19条によって1842年12月31日と定められた。⁽¹²⁾次いで、その時期は、42年委託地代銀

(7) Vgl. Judeich (a), S. 139; Reuning (b), S. 80; Langsdorff (a), S. 32; Langsdorff (b), S. 65; Landesculturrentenbank, S. 4; Landrentenbank, S. 50; Langsdorff (d), S. 88; Bär, S. 45; Schöne, S. 448. — Groß, S. 163がこの銀行の創設を1861年としているのは、1862年の誤りである。また、G. Schober, *Die Landesculturrentenbank in Preußen, Sachsen und Hessen nach den bezüglichen Gesetzen*, Berlin 1887,におけるザクセンの記述は、LandesculturrentenbankとLangsdorff (d)に基づくもので、本稿での引用に値しない。

(8) Vgl. Judeich (a), S. 139; Landesculturrentenbank, S. 14; Langsdorff (d), S. 93.

(9) Vgl. Staatshandbuch (c), S. 341.

(10) Vgl. (“Ablösungen”), S. 2218; Judeich (a), S. 15; Staatshandbuch (c), S. 341; Judeich (b), S. 72; Reuning (b), S. 51; Langsdorff (a), S. 21; Langsdorff (b), S. 53; Landrentenbank, S. 42; Teuthorn, S. 50; Schönebaum, S. 532; Benedict, S. 21; Groß, S. 140; Kiesewetter, S. 101. — Groß氏とKiesewetter氏は委託地代銀行の受託開始の時期についての法的根拠を、受託停止の時期に関してと同様に明示していない。

(11) Landrentenbank, S. 43. なお、この村はBlaschke (a), S. 340によれば後のツヴィカウ県オェルスニツ郡にある。

(12) Vgl. Judeich (a), S. 22. ただし、同所でこの法律の第20条とされているのは、第19条の誤りである。

行期限延長令によって、1845年12月31日まで延長された。⁽¹³⁾ さらにそれは、46年委託地代銀行閉鎖法第1条によって1851年4月1日まで再延長された⁽¹⁴⁾ のち、51年委託地代銀行閉鎖令および51年償却法補充法第21条によって1856年4月1日まで三たび延長された。⁽¹⁵⁾

しかし、委託地代銀行の最終的受託停止を定めたのは55年委託地代銀行閉鎖法であった。その第2条は、同銀行閉鎖の時期が1859年3月31日であること、および、ある地代の確定と委託地代銀行へのその委託について償却・共同地分割全国委員会が直ちに承認しうような償却協定が1859年3月31日にすでに存在する地代は、それ以後も委託されうること、を規定した。だが、後者の場合でも、同法第3条によって、償却地代の第1回支払いが1859年9月30日以前と協定されている地代でなければ、同銀行に委託されえなかつた。⁽¹⁶⁾

こうして、60年委託地代銀行閉鎖布告は1859年10月1日における同銀行の閉鎖を宣告した。⁽¹⁷⁾ この結果、委託地代銀行は最後の償却地代を、1859年ミカエル祭期に遡って1861年に受託した。これはNiederleutersdorf村の住民の、同地の騎士農場に対する馬賦役(Roßtage)、手賦役および紡糸賦役の償却に係わるものであった。⁽¹⁸⁾

(13) Vgl. Judeich (a), S. 22.

(14) Vgl. Judeich (a), S. 22; Bär, S. 39; Lütge, S. 265.

(15) Vgl. Judeich (a), S. 22; Landrentenbank, S. 36. ただし、Judeichでは3月20日の規定が法律とされているが、命令の誤りである。

(16) Vgl. ("Ablösungen"), S. 2219; Judeich (a), S. 15, 22—23, 117; Judeich (b), S. 72; Langsdorff, (a), S. 21; Landrentenbank, S. 36; Bär, S. 39; Schönebaum, S. 532; Benedict, S. 21. ただし、Judeich (a), S. 23で、第3条の規定を含む法律の公布が、55年9月28日とされているが、9月20日の誤りである。

(17) Vgl. Judeich (a), S. 15, 117; Judeich (b), S. 72; Reuning (b), S. 51; Bär, S. 39; Groß, S. 141; Kiesewetter, S. 101. — Staatshandbuch (c), S. 341は同銀行の閉鎖の時期を61年12月31日としている。

(18) Landrentenbank, S. 43. なお、この村はBlaschke (a), S. 476によれば後のパウツェン県ツィッタウ郡にある。ただし、同書によれば、1848年にボヘミア王国からザクセンに割譲されたこの村は、1834年に同地の騎士農場ではなく、ボヘミアの騎士農場Rumburgに所属していた。

以上から、第1表は、委託地代銀行の償却地代受託開始から受託停止に至る全活動期間についての包括的な統計である、とすることができる。

3 委託地代銀行が交付した償却一時金のうち83,585,925マルクは委託地代銀行証券で、残りの2,102,541マルクは現金で支払われた、との本稿第1節注(2)の引用個所でふれたGroß氏の主張は、公式ないし準公式統計と見なされうる政府機関紙ライプツィヒ新聞の1862年の一論説⁽¹⁹⁾、農業協議会事務担当者 Reuning⁽²⁰⁾ および農業協議会事務総長 Langsdorff⁽²¹⁾ の記述と一致する。しかしながら、事情はそれほど単純ではない。

ドレーズデン租税大区国税局長 Judeich によると、マルク換算で一時金のうち83,585,925マルクは新発行 (creirt) の委託地代銀行証券で支払われ、残りの2,102,540.85マルクは一部は現金で、他は、現金の代りに委託地代銀行が受け取った古い委託地代銀行証券で支払われた。⁽²²⁾ このように複雑な事態がどうして生じたのか、を検討してみよう。

(1) 32年償却法第37条においては権利者のみが、償却地代を委託地代銀行に委託し、同銀行証券の交付を受ける権限を与えられていた。⁽²³⁾ また、32年委託地代銀行法第6条によって同銀行は12グロッシェンの倍数額の償却地代のみを受託した。したがって、12ターラー12グロッシェンが、同銀行に委託

(19) (“Ablösungen”), S. 2218—19. ただし、端数省略。

(20) Reuning (b), S. 51.

(21) Langsdorff (a), S. 21; Langsdorff (d), S. 87. 出典を明記せずに Bär, S. 40もこの数字を挙げている。同じ数値に関する Kiesewetter, S. 102の指示箇所は、本稿第1表に係わるものであって、委託地代総額の現金・証券別内訳についてのものではない。

(22) Judeich (b), S. 76. なお、Landrentenbank, S. 45—46では、総額85,688,465.86マルクの一時金が権利者に対して一部は現金で、一部は委託地代銀行証券で支払われ、このために83,585,925マルクの委託地代銀行証券91,558枚が発行された、とのみ記されている。

(23) Vgl. Judeich (a), S. 19; Judeich (b), S. 72; Landrentenbank, S. 39; Groß, S. 140.

されうる償却一時金の最少額となった。⁽²⁴⁾ 12グロッシェンで割り切れない地代端数は、32年償却法第38条によって義務者から権利者に直接に支払われるべきであった。⁽²⁵⁾ しかも、32年委託地代銀行法第14条によれば、同銀行の発行する6種類の額面の委託地代銀行証券の中で最少額のもは、12.5ターラーの証券であった。⁽²⁶⁾ そこで、同銀行が権利者に現金を支払う場合は生じなかった。⁽²⁷⁾

(2) 32年委託地代銀行法第8条は、義務者が同銀行に対して12グロッシェンの倍数額⁽²⁸⁾の委託地代を償還することを、地代の金額についてであれ、一部についてであれ、認めていた。この場合、同銀行への償還金納入は現金で、あるいは、証券市場で購入した委託地代銀行証券で行なわれねばならなかった。⁽²⁹⁾ このようにして受け入れられた委託地代銀行証券は再び同銀行から他の権利者に交付されたであろう。本項のはじめにふれた Judeich の叙述はそれ

(24) Vgl. Judeich (a), S. 20; Judeich (b), S. 73; Landrentenbank, S. 39; Bär, S. 37; Groß, S. 140.

(25) Vgl. Judeich (a), S. 20; Judeich (b), S. 73; Landrentenbank, S. 39; Groß, S. 140.

(26) Vgl. Judeich (a), S. 20, 120; Judeich (b), S. 73; Landrentenbank, S. 41; Bär, S. 35; Groß, S. 140; Kiesewetter, S. 101.

(27) Judeich (a), S. 20.

(28) この額は37年委託地代銀行法補充令第12条によって4プフェニヒの倍数額に引き下げられた。次注(29)の文献のうちJudeich (a), S. 36; Judeich (b), S. 75は、この引き下げられた金額のみを挙げており、他の文献は金額とその法的根拠について全く言及していない。

(29) Vgl. Judeich (a), S. 36, 39; Judeich (b), S. 75; Landrentenbank, S. 42; Groß, S. 143. この場合、義務者が委託地代銀行に支払うべき償還金額は、37年委託地代銀行法補充令の償還スケール (Amortisationscala. これは40年委託地代銀行改正令によって若干修正された。)に従って地代委託以降年々減少することになっていた。Vgl. Judeich (a), S. 37—38; Judeich (b), S. 75; Landrentenbank, S. 42, 45; Bär, S. 38. このようにして1883年ミカエル祭期までに137,635.3142マルクの年地代(一時金額にして3,440,882.86マルク)が償還された。したがって、この時点ではなお3,289,903.32マルクの地代が委託地代銀行に年々支払われるべきであった。Landrentenbank, S. 44; Groß, S. 143. 以上のようにして償還された委託地代は、大抵が少額のものであって、償還の原因は主として土地の分割 (Dismembration) と鉄道用地の取用とであった。Landrentenbank, S. 44—45.

を示唆している。また、60年委託地代銀行閉鎖布告が、「〔委託〕地代を一時金支払いによって、または、〔市場での〕買付けによって償却したために委託地代銀行の金庫に納められた委託地代銀行証券」は順次償還されるべきである、と定めたことも、それを裏付けるであろう。

(3) 37年委託地代銀行法補充令第19条によって、償却地代を同銀行に委託する権限が義務者にも賦与された。ただし、同命令第20条は、権利者に対して、彼の意志に反して地代の委託が行なわれる場合、彼が同銀行から償却一時金を委託地代銀行証券で要求するか、あるいは現金で要求するか、の選択権を与えた。また、同命令第18条によって、同銀行に委託されうる地代の額が4プフェニヒの倍数額に引き下げられたが、委託地代銀行証券の額面の種類は変更されなかったので、同銀行は、受託した一時金のうち証券で支払われえない端数額を、権利者に現金で支払わねばならなくなった⁽³¹⁾。こうして、同銀行が現金によって一時金を支払う場合が生じた。このような現金支払いのために資金が不足する時には、同銀行は同命令第20条に基づいて委託地代銀行証券を振り出し、償還基金 (Tilgungsfond) の勘定でそれを市場に売却した⁽³²⁾。この場合には、その証券の所有者は最初から土地負担の権利者ではないわけである。

(4) 40年鑄貨法第1条は20グルデン制から14ターラー制への移行を定め⁽³³⁾たが、40年鑄貨法施行法第11条によれば委託地代銀行証券所有者は、指定の3月間に届け出れば、額面の一時金を委託地代銀行から受け取ることができ⁽³⁴⁾た。その結果回収された24,900ターラー分の証券は、14ターラー制の証券に

(30) Vgl. Judeich (a), S. 122—123.

(31) Vgl. Judeich (a), S. 19—20, 117—118; Judeich (b), S. 72—73; Landrentenbank, S. 39; Bär, S. 38; Groß, S. 140.

(32) Vgl. Judeich (a), S. 119.

(33) Vgl. Judeich (a), S. 121; Bär, S. 38; Schmidt, S. 156—157.

(34) Vgl. Judeich (a), S. 121; Bär, S. 38.

転換され、再交付されることを、41年委託地代銀行管理委員会布告は規定し⁽³⁵⁾た。しかしながら、40年鑄貨法施行法第11条第2項によれば、指定の期間に届け出をしなかった証券所有者に対しては、1841年4月1日に2 $\frac{1}{2}$ %の打歩⁽³⁶⁾が現金で支払われ、その証券は新鑄貨率の証券に転換された。

(5) 46年委託地代銀行閉鎖法第5条は、保有移転貢租、保有移転手数料および保護隸民制貢租(Schutzunterthänigkeitsgebühren)に由来する地代⁽³⁷⁾に関しては、上記(3)でふれた権利者の選択権を廃止した。

(6) この選択権は50年委託地代銀行証券交付法第1—3条によって1850年3月15日以降完全に廃止された⁽³⁸⁾。委託地代銀行は、証券で支払われえない端数額を除けば、権利者に対して委託地代銀行証券のみを交付することとなったのである。

Ⅲ 委託地代額統計の問題点

それでは、委託地代額統計は土地制度史研究の観点から見て、どのような問題点を含んでいるであろうか。

まず第1に、この統計は委託地代の合計額を示すのみで、委託地代の発生⁽³⁵⁾の根拠となった、さまざまな土地負担種目別の金額を明らかにしていない。

第2に、この統計は権利者と義務者のそれぞれの内部区分も全然示していない。これに関連してGroß氏は本稿第1節注(2)の引用個所で、委託地代の全額が「騎士農場所有者に支払われた」と述べており、別の個所では次のように書いている。「ザクセンの騎士農場所有者が委託地代銀行の活動に

(35) Vgl. Judeich (a), S. 121—122.

(36) Vgl. Judeich (a), S. 121—122; Judeich (b), S. 73; Landrentenbank, S. 44; Bär, S. 38.

(37) Vgl. Judeich (a), S. 19, 118.

(38) Vgl. Judeich (a), S. 19—20, 118; Judeich (b), S. 73; Bär, S. 39.

よって数十年のうちに償却事業からいかに巨額の資金を受け取ったかは、すでに明らかにされた。この資金の調達に当っては国庫も、土地負担の解消に関係のない社会層も、請求を受けなかった。19世紀後半のザクセンにおける農業大経営の集約化に大いに寄与したこの資金は、ただ農民、園地農および小屋住農のみから支払われた⁽¹⁾。このように Groß 氏にあっては委託地代の権利者はすべて騎士農場所有者であり、義務者はすべて農民層と断定されているわけである。Kiesewetter 氏も、すべての償却一時金は委託地代銀行から「土地領主に対して支払われた」⁽²⁾と主張している。同氏はまた義務者を農民と想定していると考えられる⁽³⁾。

しかし、これらの主張は正確ではない。⁽⁴⁾詳細は別稿に委ねるが、極端な事例として法規定上は、封臣たる騎士農場所有者が、封主たる国王に対して負っているレーエン制的義務も、償却に当って委託地代銀行に委託されえたのである。もっとも、この極端な事例を現在のわたくしは具体的に立証することはできない。そこで、義務者のほとんどすべてを農民層と見なしても、大きな誤りではないであろう。だが、権利者については事情が異なる。権利者としては騎士農場所有者の他にとりわけ国庫と僧族・教会があったことを、我々は決して無視すべきではない。

第3に、委託地代額について留意する必要があるのは、これが償却地代額と同額では必ずしもない、という事実である。いくつかの事例を挙げると、償却地代の中には、委託地代銀行への委託を法的に認められていない種類の

(1) Groß, S. 144.

(2) Kiesewetter, S. 102.

(3) 「……義務的農民が償却金をどのようにして調達すべきであるか、という問題を解決するための提案……」。Kiesewetter, S. 101.

(4) さしあたり、松尾 (b), (I), 56—59ページにおけるさまざまな種類の権利者を参照。しかしながら、この論文での権利者と義務者の理解には、一部厳密でないところがある。

ものがあつた。また、委託地代銀行の介在しない直接的償却が、年地代の継続的支払いの方式で、あるいは、一時金の即時支払いの方式で、さらには、償却一時金額の委託地代銀行証券を市場で買い付け、それを権利者に引き渡すという方式で、法的に許されていた。

本領地域について見てみると、Seifersdorf 村では1園地農保有地のすべての償却地代が委託地代銀行に委託された、とされているが、Schönfels 村では1837年に、Naundorf 村では1841年に土地負担の一部が年地代によって償却された。⁽⁶⁾土地負担の一部が一時金支払いによって償却される場合はしばしば確認される。⁽⁷⁾1村の償却金額がすべて算出されている稀な事例として、Kühren 村では償却地代総額の約6%が一時金によって償却されている。⁽⁸⁾オーバーラウジツでも若干の修道尼院所属村落において、土地負担のかなりの部分が一時金支払いによって償却されたことが知られている。⁽⁹⁾ただし、現金に代わる委託地代銀行証券による直接的償却については、わたくしは1例も見出すことができない。

その上に、上記の想定を越える事例も存在する。ひとつは、1828年の騎士領 Netzschkau および1815年と1824年の騎士領 Neuschönfels に見られるよ⁽¹⁰⁾

(5) 松尾 (a), (I), 114—115ページ。

(6) 松尾 (a), (I), 119—120ページ; (II), 147ページ。

(7) 松尾 (a), (I), (II) 各所, 参照。

(8) 松尾 (a), (I), 123ページ。ただし, (I), 122ページ (10) においてわたくしは国家への畜賦役の償却の時期を, 原著S. 13に基づいて1885年としたが, この年代は原著の誤植であろう。それは委託地代銀行の受託停止の年1859年より前でなければならない。

(9) 松尾 (a), (II), 152, 154—156, 159—160ページ。なお, ラウジツの修道院領の領主制は農場領主制ではなく, 地代荘園制と見なされるべきである。Blaschke (b), S. 65; Solta, S. 59, 63。また, Hartstock の挙げている, パウツェン郡とカメンツ郡の数多くの「償却地代」(松尾 (a), (II), 148—153ページ) は, 委託地代の他に直接的償却による年地代を含んでいる。Hartstock, S. 86では領主に対する中農の償却地代滞納が記されている。

(10) 松尾 (a), (II), 141—142, 144—147ページ。

うな、32年償却法公布以前に土地負担の一部が一時金によって償却された場合である。⁽¹¹⁾今ひとつは、1813年に騎士領 Lockwitz で、1833年には騎士領 Untermarxdorf (これはおそらく Untermarxgrün のことであろう。)で実施された。⁽¹²⁾賦役の無償廃止の場合である。

以上から、無償廃止と委託地代銀行証券による直接的償却とを度外視するとしても、年地代による償却と一時金による直接的償却の金額を含まない第1表は、かなりの欠陥を持つと言わねばならない。わたくしがかつて検討した、グローセンハイン郡に関する Gröbel の資料も、上記第1点と第2点⁽¹³⁾については相当のところまで明らかにしているが、この第3点については資料の性質上、全く沈黙している。

第4に、委託地代額統計は委託地代の地域的区分、とくに旧来の本領地域とオーバーラウジツとの区分を含んでいない。委託地代の地域的区分については4租税大区(Steuerkreis)別内訳が1856年の一論説に公表されている。それが第2表A欄の数値である。⁽¹⁴⁾この統計は、ライプツィヒ新聞のものであるから、準公式統計と見なされうる。

ところで、35年県統治部(Kreisdirection)設置令第3条は、パウツェン

(11) Groß, S. 77は、18世紀末以降、とくに1820年代にいくつかの所領で土地負担の償却が実施された、と報告している。その内容は、本稿でふれた Netzschkau 以外は、不明であるが、賦役・放牧権などから年貨幣地代への転換による償却がしばしば見られたであろう。松尾(a), (I), (II)からも、1832年以前に土地負担、とくに賦役の金納化がいくつもの村で行なわれたことが、知られる。このようにして生じた貨幣貢租は、1832年以後、とりわけ1851年以後それが最終的に償却されるに当って、償却・共同地分割全国委員会によって単なる貨幣貢租と認定されたのではなからうか。そうだとすれば、前稿第2表(松尾(c), 210—211ページ)における賦役・放牧権などの件数はそれだけ減少し、貨幣貢租の件数は反対にそれだけ増大しているのではなからうか。

(12) 松尾(a), (I), 108ページ; (II), 141ページ。

(13) 松尾(b), (II), 参照。

(14) Wirksamkeit, S. 347。ただし、14新グロッシェン以下は切り捨て、15新グロッシェン以上は切り上げてある。

第2表 租税大区別委託地代額

租 税 大 区	(A) 委託地代額 (ターラー)	(B) 「農村の土地」 (アッカー)	(C) 「農村の土地」100 アッカー当り委託 地代額(ターラー)	(D) 課 税 耕 地 (アッカー)	(E) 課税耕地 100 アッカー当り委託 地代額(ターラー)
ドレースデン	238,135	567,105	42	426,420	56
ライプツィヒ	227,695	427,428	53	383,389	59
ツヴィカウ	171,712	520,556	33	341,501	50
パウツェン	214,164	251,070	85	183,911	116
全 国	851,705	1,766,159	48	1,335,221	64

県統治部の管轄区域がオーバーラウジツとシュトルペン (Stolpen) 管区 (Amt)⁽¹⁵⁾ を含む、と定め、さらに、43年大蔵省布告第1条は、各租税大区が各県統治部の管轄区域に合致させられること、したがって、シュトルペン管区がドレースデン租税大区からパウツェン租税大区に移管されることを規定した。それ故に、ドレースデン、ライプツィヒおよびツヴィカウの3租税大区の合計面積は旧来の本領地域よりやや狭く、パウツェン租税大区は旧来のオーバーラウジツより少しく広いことになる。

これらの4租税大区における単位面積当りの委託地代額について大まかな計算を試みよう。ある程度比較にたえる面積として、「農村の土地」と課税耕地とをわたくしは、地租改正のための1843年の全国検地の結果から取り出⁽¹⁶⁾して見た。これらの数値は、Reuningのものであるから、公式統計と見なされうる。この統計において Reuning は、シュトルペン管区をどの租税大区に帰属させたか、を明言していない。しかし、原表の課税耕地 (第2表D欄) と非課税国有耕地の合計である耕地総面積が、内務省統計局書記官 Engel に

(15) Vgl. Staatshandbuch (a), S. 337—338.

(16) Reuning (a), Tabelle B. ただし、149平方ルーテ以下は切り捨て、150平方ルーテ以上は切り上げてある。

よって6年後に提示されている各租税大区の耕地面積⁽¹⁷⁾とほぼ完全に一致することから、Reuningの原表にあつてはシュトルペン管区はドレースデン租税大区にではなく、すでにパウツェン租税大区に算入されている、と考えられる。なぜなら、Engelは、パウツェン租税大区の中のパウツェン租税小区(Steuerbezirk)⁽¹⁸⁾がシュトルペン管区を含む、と明記しているからである。

さて、Reuningの原表においてザクセン王国の版土は免税地(国有地、道路、河川、教会、墓地)と課税地に区分され、課税地は騎士農場、都市の土地(Grundstücke in den Städten)、「農村の土地」(Grundstücke auf dem Lande)の三者から構成されている。この「農村の土地」は、地目別に見れば、耕地、園地、採草地、放牧地、森林などを含むはずであるが、その内訳は与えられていない。そこで、「農村の土地」(そのうち、大部分は一般の農村住民の土地であり、僧族の土地と村有地は僅かである。)をB欄に一括し、その100アッカー当り委託地代額を算出したものが、C欄の数字(小数点以下四捨五入)である。その平均額は、山地の多いツヴィカウ租税大区で低く、平地の多いライプツィヒ租税大区で高くなっており、山地と平地とを含むドレースデン租税大区の平均額は両者の中間にある。以上の旧本領地域の平均額に比べてパウツェン租税大区のそれは著しく高い。

次に、課税耕地は騎士農場の耕地、都市の耕地、「農村の耕地」の三者からなるはずであるが、Reuningはその内訳を発表していない。そこで、課税耕地をD欄に一括し、その100アッカー当り委託地代額を計算したものが、E欄の数字(小数点以下四捨五入)である。旧本領地域の3租税大区におけるこの平均額の高低の順位は、C欄の場合と同様であるけれども、三者間の

(17) Engel, S. 28. — Ernst Engel はザクセン王国統計協会から内務省統計局への改組(1850年8月)とともにその書記官に、1857年6月には局長(Vorstand)に任命されたが、58年8月辞任した。Das Statistische Bureau, S. 25—26, 40. Vgl. Burkhardt, S. 222.

(18) Engel. S. 11.

格差は縮小している。それに対して、パウツェン租税大区の平均額はきわめて高く、旧本領地域のその約2倍に達している。

以上のように、旧本領地域とオーバーラウジツとの間には単位面積当り委託地代額について相当の格差があり、これは両地域間におけるかつての土地負担の軽重を示唆しているようである。しかし、これも確定的とは言えない。まず、B欄とD欄の面積を委託地代額に直接関連させるのは、厳密でないであろう。次に、A欄の委託地代額には、1855年までに義務者によって償還された部分、約16,352ターラーが計上されていないが、これはほとんど問題とならないであろう。この額がA欄総額の2%以下と小さいからである。第3に、とくに問題となるのは、第2表A欄が1855年までの数値であることである。本稿第1表によれば、1856年から59年までに、全体の24%にも上る委託地代が受託された。したがって、最後の4年間における委託地代の地域的分布を明らかにしない第2表では、事態の正確な把握は不可能である。

しかしながら、以下の推定が許されるかもしれない。農場領主制の支配するオーバーラウジツでは、土地負担の中で賦役が大きな割合を占めていたのに対して、本領地域では、貨幣貢租の比率がかなり高かったであろう。賦役は32年償却法公布後三月革命までにほぼ償却されたけれども、貨幣貢租の償却は51年償却法補充法の公布以後のことに属する。その結果、1859年までの委託地代の地域的分布の数値が得られる場合、オーバーラウジツの委託地代額は55年までの地代額を大幅に越えることはないであろうが、本領地域の委託地代額は55年までの地代額を相当上回るであろう。そうだとすれば、59年までの単位面積当り委託地代額における両地域間の格差は、第2表C欄およびE欄の数値より縮小する可能性がある。

ところで、これまで無視されてきた第2表A欄の統計を、わたくしが利用しえたのは、「委託地代銀行の活動についてはライブツィヒ新聞に時折り公式記録が発表されてきた」との文章がJudeichにあり、その文章に対して、最新の情報は1862年5月2日の同新聞にあるが、同新聞1856年8月10日付録第

64号に収められた、単なる数字以上の叙述（当該論文の標題は書かれていないが、Wirksamkeit 論文のことである。）を参照せよ、との脚注が付けられていて、この記述に基づいてマイクロフィルムを入手することができたからである。したがって、委託地代銀行の全活動期間についての地域別統計は1862年までには公表されていなかった、と考えられる。ザクセン史の文献目録として非常に有用な Bemmann⁽²⁰⁾ も Wirksamkeit 論文を収録していないし、1862年以後に関しても関連文献を掲げていない。以上から、委託地代額の地域的分布については問題の指摘にとどめておかねばならない。

IV 終りに

以上、ザクセン王国の委託地代額統計は、前稿で問題にした地代償却件数統計より大きな意味をもつとしても、土地制度史研究の観点から見て、決定的に重要とは言えないものである。ザクセンにおける農民解放の実施過程を明らかにするためには、我々は、根本資料たる土地負担償却協定のものの分析に向かわねばならないであろう。確かに Groß 氏の指摘するように、これらの償却協定は「地域史研究のための重要資料」にすぎないのであって、「ザクセンにおける市民的土改の全般的研究にとっては適当なものではない。」⁽¹⁾しかしながら、この資料以外に手掛りがないので、わたくしは本領地域の若干の所領を選び出し、その償却協定を分析する予定である。だが、この分析に入る前に果たされるべき課題が、償却立法の検討を初めとしてなお多く残されている。

(19) Judeich (a), S. 17.

(20) Bemmann, S. 250—251.

(1) Groß, S. 14.

〔引用法令一覧〕

(Abkürzung *Gesetzsammlung* = *Gesetzsammlung für das Königreich Sachsen 1818—1831*; *Sammlung der Gesetze und Verordnungen für das Königreich Sachsen 1832—1834*; *Gesetz- und Verordnungsblatt für das Königreich Sachsen 1835—1918*.)

- 32年償却法 Gesetz über Ablösungen und Gemeinheitstheilungen, vom 17. März 1832, in: *Gesetzsammlung 1832*, S. 163—266.
- 32年委託地代銀行法 Gesetz über die Errichtung der Landrentenbank, vom 17. März 1832, in: *Gesetzsammlung 1832*, S. 267—272.
- 33年委託地代銀行令 Generalverordnung der Ministerien des Innern und der Finanzen, die Landrentenbank betreffend, vom 30. December 1833, in: *Gesetzsammlung 1834*, S. 1—26.
- 35年県統治部設置令 Allerhöchste und höchste Verordnung wegen Errichtung von Kreisdirectionen, vom 6. April 1835, in: *Gesetzsammlung 1835*, S. 237—242.
- 37年委託地代銀行法補充令 Verordnung über den Beginn der Amortisation bei der Landrentenbank und den Wegfall einiger, wegen Ueberweisung von Ablösungsrenten an dieselbe, und wegen Annahme von Abschlagszahlungen, zeither stattgefundenen Beschränkungen, vom 9. März 1837, in: *Gesetzsammlung 1837*, S. 14—23.
- 40年鑄貨法 Gesetz, die künftige Münzverfassung im Königreiche Sachsen betreffend, vom 20. Juli 1840, in: *Gesetzsammlung 1840*, S. 173—176.
- 40年鑄貨法施行法 Gesetz, das in Folge der neuen Münzverfassung festzustellende Verhältniß der künftigen Landesmünzen zu den zeitherigen, ingleichen zu andern Währungen, sowie die daraus für den Geldverkehr im Allgemeinen abzuleitenden Verbindlichkeiten betreffend, vom 21. Juli 1840, in: *Gesetzsammlung 1840*, S. 176—180.
- 40年委託地代銀行改正令 Verordnung, einige Modificationen beziehentlich des Instituts der Landrentenbank in Folge der neuen Münzverfassung betreffend, vom 19. August 1840, in: *Gesetzsammlung 1840*, S. 220—223.
- 41年委託地代銀行管理委員会布告 Bekanntmachung der Landrentenbankverwaltung, die Umwandlung der im 20 Guldenfuß ausgefertigten und eingelösten Landrentenbriefe in den Nennwerth des 14 Thalerfußes und resp. deren Wiederausgabe betreffend, vom 26. October 1841, in: *Gesetzsammlung 1841*, S. 241—242.
- 42年委託地代銀行期限延長令 Verordnung wegen Verlängerung der Frist zur Ueberweisung von Ablösungsrenten an die Landrentenbank von Seiten der Verpflichteten, vom 22. December 1842, in: *Gesetzsammlung 1842*, S. 212.
- 43年大蔵省布告 Bekanntmachung des Finanzministeriums, die veränderte Einrich-

- ting bei den Steuerkreisen, ingleichen die Errichtung der Bezirkssteuereinnahmen zu Löbau und Oelsnitz betreffend, vom 14. November 1843, in :
Gesetzsammlung 1843, S. 249.
- 46年委託地代銀行閉鎖法 Gesetz, den Schluß der Landrentenbank betreffend,
vom 21. Juli 1846, in : Gesetzsammlung 1846, 78—79.
- 50年委託地代銀行証券交付法 Gesetz über die Verbindlichkeit der Berechtigten
zur Annahme von Landrentenbriefen für die von den Verpflichteten an die
Landrentenbank überwiesenen Ablösungsrenten, vom 24. Januar 1850, in :
Gesetzsammlung 1850, S. 8—10.
- 51年委託地代銀行閉鎖令 Verordnung, den Schluß der Landrentenbank betreffend,
vom 20. März 1851, in : Gesetzsammlung 1851, S. 61.
- 51年償却法補充法 Gesetz, Nachträge zu den bisherigen Ablösungsgesetzen
betreffend, vom 15. Mai 1851, in : Gesetzsammlung 1851, S. 129—138.
- 55年委託地代銀行閉鎖法 Gesetz, den Schluß der Landrentenbank betreffend,
vom 20. September 1855, in : Gesetzsammlung 1855, S. 595—597.
- 58年養老年金銀行法 Gesetz, die Errichtung einer Altersrentenbank betreffend,
vom 6. November 1858, in : Gesetzsammlung 1858, S. 274—280.
- 58年養老年金銀行法施行令 Ausführungsverordnung zum Gesetze, die Errichtung
einer Altersrentenbank betreffend, vom 6. November 1858, in : Gesetzsammlung
1858, S. 281—316.
- 60年委託地代銀行閉鎖布告 Bekanntmachung, den Schluß der Landrentenbank
betreffend, vom 21. Januar 1860, in : Gesetzsammlung 1860, S. 21—22.
- 61年土地改良地代銀行法 Gesetz, die Errichtung einer Landescultur-Rentenbank
betreffend, vom 26. November 1861, in : Gesetzsammlung 1861, S. 507—512.
- 61年土地改良地代銀行法施行令 Verordnung zu Ausführung des Gesetzes vom
26. November 1861 über Errichtung der Landescultur-Rentenbank, vom 26.
November 1861, in : Gesetzsammlung 1861, S. 512—518.

〔引用文献一覽〕

- (“Ablösungen”), Anonymer Artikel ohne Titel, in: *Leipziger Zeitung*, 1862, Nr.
103 vom 2. Mai.
- Bär, E. F(elix), *Die Ablösungsgesetzgebung im Königreich Sachsen bis 1889*,
Zwickau 1892.
- Bemmann, Rudolf, *Bibliographie der sächsischen Geschichte*, Bd. I/2, Leipzig und
Berlin 1921. (Nachdruck Leipzig 1970.)
- Benedict, Ernst, “Die agrarrechtlichen Reformen des 19. Jahrhunderts in Sachsen
als gestaltende Kraft der Kulturlandschaft”, in : *Leipziger Geographische
Beiträge, Prof. Dr. Edgar Lehmann zum 60. Geburtstag*, Leipzig 1965.
- Blaschke (a) = Karlheinz Blaschke (Hrsg.), *Historisches Ortsverzeichnis von*

- Sachsen*, Leipzig 1957.
- Blaschke (b) = Karlheinz Blaschke, *Sächsische Verwaltungsgeschichte*, Berlin 1958. (*Verwaltungsgeschichte des Staates*, Lehrbrief 3.)
- Burkhardt, Felix, "Ernst Engel", in : *Handwörterbuch der Sozialwissenschaften*, Bd. 3, Stuttgart/Tübingen/Göttingen 1961.
- Engel, Ernst, "Das Königreich Sachsen in statistischer und staatswirtschaftlicher Beziehung", in : *Jahrbuch für Statistik und Staatswirtschaft des Königreichs Sachsen*, Bd. 1, Dresden 1853.
- Groß, Reiner, *Die bürgerliche Agrarreform in Sachsen in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts*, Weimar 1968.
- Hartstock, Erhard, "Zur sozialen Struktur und Lage der Dorfbevölkerung in den Amtshauptmannschaften Bautzen und Kamenz (1840—1848)", in : *Letopis, Jahresschrift des Instituts für sorbische Volksforschung*, Reihe B, Nr. 10/1, 1963.
- Judeich (a) = Albert Judeich, *Die Landrentenbank im Königreiche Sachsen*, Leipzig 1862.
- Judeich (b) = Albert Judeich, *Die Grundentlastung in Deutschland*, Leipzig 1863.
- Kiesewetter, Hubert, "Agrarreform, landwirtschaftliche Produktion und Industrialisierung im Königreich Sachsen 1832—1861", in : Fritz Blaich (Hrsg.), *Entwicklungsprobleme einer Region : Das Beispiel Rheinland und Westfalen im 19. Jahrhundert*, Berlin 1981. (*Schriften des Vereins für Socialpolitik*, N. F., Bd. 119.)
- Landesculturrentenbank = *Die Landescultur-Rentenbank im Königreiche Sachsen. Denkschrift für die Gewerbe- und Industrie-Ausstellung zu Halle 1881*. Auf Anordnung des Königlichen Finanz-Ministeriums hrsg. von der Landescultur-Rentenbank-Verwaltung, Dresden 1881.
- Landrentenbank = *Die Landrentenbank im Königreiche Sachsen. Festschrift zur Feier des am 1. Januar 1884 zu begehenden Jubiläums des fünfzigjährigen Bestehens dieser Anstalt*. Hrsg. von der Königlichen Land-, Landescultur- und Altersrentenbank-Verwaltung, Dresden 1883.
- Langsdorff (a) = Karl von Langsdorff, *Die Landwirtschaft im Königreich Sachsen und ihre Entwicklung bis Ende 1875*, Dresden 1876.
- Langsdorff (b) = Karl von Langsdorff, *Die Landwirtschaft im Königreich Sachsen und ihre Entwicklung in den Jahren 1876 bis einschl. 1879*, Dresden 1881.
- Langsdorff (c) = Karl von Langsdorff, "Die bäuerlichen Verhältnisse im Königreich Sachsen", in : *Bäuerliche Zustände in Deutschland*. Hrsg. vom Verein für Socialpolitik, Bd. 2, Leipzig 1883. (*Schriften des Vereins für Socialpolitik*, Bd. 23.)
- Langsdorff (d) = Karl von Langsdorff, *Die Landwirtschaft im Königreich Sachsen, ihre Entwicklung bis einschl. 1885 und die Einrichtungen und Wirk-*

- samkeit des Landeskulturraths für das Königreich Sachsen bis 1888*, Dresden 1889.
- Lütge, Friedrich, *Die mitteldeutsche Grundherrschaft und ihre Auflösung*, 2. Aufl., Stuttgart 1957.
- 松尾 (a) = 松尾展成, 「ザクセンにおける地代償却の実施」(I), (II), 『岡山大学経済学会雑誌』, 10巻1号—2号, 1978年。
- 松尾 (b) = 松尾展成, 「グロースェンハイム郡 (北ザクセン) における土地負担とその償却」(I), (II), 『岡山大学経済学会雑誌』, 11巻1号—2号, 1979年。
- 松尾 (c) = 松尾展成, 「ザクセン王国の土地負担償却件数統計とその問題点」, 『岡山大学経済学会雑誌』, 14巻3・4号, 1983年。
- Reuning (a) = (Theodor Reuning,) “Landwirthschaftliche Statistik des Königreichs Sachsen”, in: *Landwirthschaftliche Zeitschrift*. Hrsg. vom landwirthschaftlichen Hauptverein für das Königreich Sachsen, Dresden/Leipzig, Bd. 3, 1847.
- Reuning (b) = (Theodor Reuning,) *Die Landwirthschaft in Sachsen*, Dresden 1865. (*Festschrift für die 25. Versammlung deutscher Land- und Forstwirthe zu Dresden*, Teil 1.)
- Schmidt, Gerhard, *Die Staatsreform in Sachsen in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts*, Weimar 1966.
- Schöne (, Bruno) (Hrsg.), *Die Sächsische Landwirtschaft, ihre Entwicklung bis zum Jahre 1925 sowie Einrichtungen und Tätigkeit des Landeskulturrats Sachsen zu Dresden*, Dresden 1925.
- Schönebaum, Herbert, “Agrarrechtliche Reformen in Sachsen seit der Mitte des 18. Jahrhunderts”, in: *Sächsische landwirtschaftliche Zeitschrift*, Bd. 65, 1917.
- Solta, Johannes, *Die Ertragsentwicklung in der Landwirtschaft des Klosters Marienstern*, Bautzen 1958.
- Staatshandbuch (a) = *Staats-Handbuch für das Königreich Sachsen 1837*. Unter Genehmigung der Staatsregierung hrsg. vom Directorium des statistischen Vereins, Dresden.
- Staatshandbuch (b) = *Staats-Handbuch für das Königreich Sachsen 1860*. Hrsg. vom Ministerium des Innern, Leipzig.
- Staatshandbuch (c) = *Staats-Handbuch für das Königreich Sachsen 1863*. Hrsg. vom Statistischen Bureau im Ministerium des Innern, Leipzig.
- Das Statistische Bureau = *Das Statistische Bureau für das Königreich Sachsen in den ersten fünfzig Jahren seines Bestehens. Festschrift zum fünfzigjährigen Jubiläum am 11. 4. 1881*. Hrsg. von der Direction des Statistischen Bureaus, Leipzig 1881.
- Teuthorn, Karl Georg Immanuel, *Das sächsische Gesetz über Ablösungen und Gemeinheitsteilungen vom 17. März 1832 in seiner Entstehung und in seinen Folgen, besonders in Betreff der auf Grund des Gesetzes vorgenommenen*

Gemeinheitsteilungen, Leipzig 1904.

Wirksamkeit = “Die bisherige Wirksamkeit der Landrentenbank bis zum Schlusse des Termines Michael 1855”, in : *Leipziger Zeitung*, Wissenschaftliche Beilage, 1856, Nr. 64 vom 10. August.